

滋賀県市町村職員研修センター特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例

[平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター条例第15号]

改正 平成19年9月1日条例第3号

平成21年3月3日条例第2号

平成27年2月17日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条および第203条の2の規定に基づき、滋賀県市町村職員研修センターの管理者、副管理者、議会議員、監査委員およびその他非常勤の職員(以下「特別職の職員」という。)の報酬および費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、次に定める額とする。ただし、他の地方公共団体の常勤の職を兼ねるものについては、これを支給しない。

- (1) 監査委員 月額 3,000円
- (2) その他非常勤の職員 管理者が別に定める額

2 前項の報酬の支給方法は、一般職の職員に支給する給与の例による。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員(その他非常勤の職員を除く。)が職務のため旅行したときは、費用弁償として別表に定める額を支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

3 その他非常勤の職員に対する費用弁償の額および支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成19年9月1日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例による。

3 前項の場合においては、改正後の滋賀県市町村職員研修センター特別職の職員の報酬および費用

弁償に関する条例第1条の規定は適用せず、改正前の滋賀県市町村職員研修センター特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成21年3月3日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

別表

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	旅行雑費 (1夜につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
					甲地	乙地	
その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	円 780	円 13,100	円 11,800	円 2,600

- 1 鉄道旅行で普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、片道100キロメートル以上の場合、座席指定料金を支給する。
- 2 鉄道旅行で1等車を運行しない線路による場合は2等の運賃を、運賃の等級を設けない線路による場合はその乗車に要する運賃を支給する。
- 3 鉄道旅行で、運賃の等級を設けない線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる場合は、運賃のほかに特別車両料金を支給する。
- 4 船舶旅行で運賃の等級を3階級または2階級に区分する場合において同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶によるときは、同一階級内の最上級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による場合においては、その乗船に要する運賃を支給する。
- 5 船舶旅行で、運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による場合は特別船室料金を、座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による場合は座席指定料金を、特別の必要により別に寝台料金を必要とした場合は寝台料金を、運賃のほかに支給する。
- 6 鉄道片道50キロメートル以上の旅行で準急行または普通急行の料金を徴する線路による場合は準急行料金または普通急行料金を、片道100キロメートル以上の旅行で特別急行の料金を徴する線路による場合は特別急行料金を支給する。ただし、特別の必要により、急行料金を徴する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。
- 7 県内の旅行の場合においては、特別の必要による場合を除くほか、第3項および第6項の規定は、適用しない。
- 8 陸路旅行で自家用自動車等（滋賀県市町村職員研修センター職員の旅費に関する条例（平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第6号。以下「旅費条例」という。）第17条第2項に規定する自家用自動車等をいう。）により旅行する場合にあっては、車賃の額は1キロメートルにつき20円とする。
- 9 宿泊料の甲地および乙地は、それぞれ旅費条例に定める宿泊料の甲地および乙地をいう。